

(別紙)

令和5年(人権)第8号の3

令和7年12月2日

福島刑務所

所長 高野 洋一 殿

福島県弁護士会

会 長 三 瓶 正

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 穂 積 学

人権救済申立事件について(要望)

当会は、申立人●●●●氏から貴所を相手方とする人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り要望いたします。

記

第1 要望の趣旨

「国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であって、その機関の権限に属する事項を含むもの」については、達示第4号第27条第3項に該当する制限通数外として取り扱うよう要望する。

第2 要望の理由

1 申立の趣旨

貴所が申立人に対し、他施設では刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下、「法」という。)第130条第1項に定める信書に該当せず制限を受けず発信できる自治体に対する戸籍全部事項証明書や住民票の写し(以下「戸籍等」とする。)の郵送請求(以下、「戸籍等郵送請求」とする。)について、法第130条第1項に係る信書として発信を制限することは人権侵害にあたる。

2 調査の経過

令和5年7月13日	当会において受付
7月26日	当会において担当委員決定
9月26日	調査開始決定
11月6日	貴所に対して照会書①送付
12月14日	照会書①に対する貴所からの回答書受理
令和6年3月19日	貴所に対して照会書②送付
3月29日	照会書②に対する貴所からの回答書受理
6月26日	申立人に対して照会書③送付
7月8日	照会書③に対する申立人からの回答書受理
12月25日	前橋・横浜・徳島・札幌刑務所に対して照会書④送付
令和7年1月21日	照会書④に対する札幌刑務所からの回答書受理
令和7年1月28日	照会書④に対する徳島刑務所からの回答書受理
令和7年1月29日	照会書④に対する前橋刑務所からの回答書受理
令和7年2月25日	照会書④に対する横浜刑務所からの回答書受理

3 貴所の回答

受刑者の信書発受には刑事施設職員による検査を行うが、その人的能力には限界があるため通数を制限しているところ、むやみに制限通数外による発信の申出を許可した場合、その発送手続に時間を要し、他の受刑者の信書の発受が円滑に行われず、受刑者に平等な信書発受の機会を与えることができないなど管理運営上支障が生じる。そのため、制限通数外の発信については、一定の許否基準を定める必要があり、達示第4号第27条第2項において通数を制限し、同条第3項において、福島刑務所視察委員会に対して提出する書面、審査の申請、再審査の申請、法第163条第1項又は第165条第1項の規定による申告及び苦情の申出の書面、被告人又は被疑者である被収容者であって未決拘禁者としての地位を有しないものについて、弁護士等に対して発する信書、裁判所に対して発する信書、その他これらの信書と同等に扱う

ことが相当と認められる信書については制限通数外として取り扱っている。
戸籍等郵送請求の発信は達示第4号第27条第3項に該当せず、他の信書と同様に制限通数に含む扱いとしている。

また、達示第4号第27条第8項では、緊急の発信の必要があると認められるときは、個別に許否判断をしている。申立人から本件に係る当該申出と同時に申出のあった申立人の給付金申請に係る制限通数外による信書発信申出は、申請期限があり期限を超過すれば申立人に不利益が生じるなどの事情に鑑み発信を許可したが、当該申出は、家庭裁判所に提出するために大田区役所宛に戸籍全部事項証明を請求するものとのことで、目的や期日の定めなど当該理由に係る疎明がなく、許可に至らなかった。なお、申立人は、令和5年4月7日に当該戸籍等郵送請求を発信している。

4 判断

(1) 通信の自由の権利性

刑事施設の被収容者にも、一般国民と同様、信書発受の自由が憲法第21条第1項により表現の自由の一形態として保障される。最判平18・3・23も、「憲法第21条の規定の趣旨、目的にかんがみると、受刑者の…信書の発受は、受刑者の性向、…その他の具体的事情の下で、これを許すことにより、…放置することのできない程度の障害が生ずる相当の*がい*然性があると認められる場合に限って、これを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である」と述べており、その前提となる信書の検査及び通数制限も謙抑的に解されるのが相当である。

(2) 通信の自由の制約根拠

法第130条第1項は受刑者が発信を申請する信書の通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができるとし、通信の自由の制限を定める。これは、法第127条により職員による検査を行い、また投函するなどの発送手続を行う必要があるところ、刑事施設の限られた人的能力の制約の中で、受刑者に平等かつ速やかな信書の発信の

機会を与えることを目的として通数を制限するものと解される（林眞琴他著『逐条解説刑事収容施設法第3版』664頁（有斐閣，2017年））。

上記のような制約は、被収容者の性格や行動、施設内の管理保安の状況、当該信書の内容・表現等の種々の具体的諸事情を総合的に考慮しなければならないことから、その制約の程度等について、施設管理者に一定の合理的裁量が認められるべきことは否定できないが、（1）において述べたとおり、信書の検査及び通数制限は謙抑的に解されるのが相当である。

（3）戸籍等郵送請求の発信制限について

一般に戸籍等郵送請求は、定型の請求書に定型の必要事項が記載されているのみであって、その検査は余事記載の有無程度の確認を要するのみであること、戸籍等の交付請求ができる者の範囲は戸籍法等により限定されており郵送費用に加えて自治体に納付する手数料を要することから一人の収容者が大量の戸籍等郵送請求を申請することは考えにくい。

また、戸籍等を必要とするのは身分上の行為や登記、重要な取引行為等といった場合であって戸籍等郵送請求を申請する収容者が多数存することは想定し難い一方で申請をする者にとってはその必要性が高いことが指摘できる。

以上の諸事実からすると、刑事施設の限られた人的能力の制約の中で、受刑者に平等かつ速やかな信書の発信の機会を与えることを目的として通数を制限することができるとしても、戸籍等郵送請求を通数外とすることでその発送手続に時間を要し、他の受刑者の信書の発受が円滑に行われず、受刑者に平等な信書発受の機会を与えることができなくなるということは考え難く、一方で通数制限による不利益は無視できるものではない。

（4）他施設の取扱い

当会の調査によれば、札幌刑務所においては、貴所の「達示第4号」と同等の規程である「通数制限首席指示」により、「権利救済を求めるため、弁護士会に対して発する信書」と並んで「国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であって、その機関の権限に属する事項を含むもの」、すなわち戸籍等郵

送請求が通数制限の対象外とすることができるものとして明記されているところからすると、貴所における取扱いに合理的裁量を認めるには疑義があると言わざるを得ない。

(5) 結論

以上のとおり、戸籍等郵送請求についてはその特質からして通常の信書と別異に解する合理的な理由があること、手続の観点からして法第130条第1項の制約原理が妥当するとは言い難いこと、他施設では通数外として例示する事例が存することからすると、他の信書と同様に発受通数を制限することは、原則として法第130条に基づく裁量権の逸脱が疑われる。

そこで、要望の趣旨のとおり取扱いの変更を要望するものである。

以 上